

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
特定社会保険労務士 北野 栄喜

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号

ホームページ : <http://www.m-cg.co.jp>

9月の事務カレンダー

- 10日 ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
○雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】
○労働保険一括有期事業開始届の提出【労働基準監督署】
- 30日 ○法人税の確定申告並びに納税（7月決算法人及び1月決算法人の中間申告）【税務署】
○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】

新型コロナウイルス感染症の影響による社会保険料納付の猶予（特例）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少（※1）があり、一時的に社会保険料等を納付することが困難となった事業主・船舶所有者の方は、年金事務所へ申請することにより、社会保険料等の納付の猶予（特例）を受けることができます。

納付の猶予（特例）が認められた場合は、社会保険料等（※2）の納付が納期限から1年間猶予され、その間の延滞金は全額免除となります。

（※1）令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）における、事業等に係る収入が、前年同期に比べて20%以上減少している場合に該当します。

（※2）令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する社会保険料等が対象となります。（社会保険料等とは健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金のことです。）

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、社会保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること（収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。）
- ② 社会保険料等を一時に納付することが困難であること

対象となる社会保険料等

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する社会保険料等（令和2年1月分から令和2年12月分まで）が対象となります。

申請方法

- 「**納付の猶予（特例）申請書**」を管轄の年金事務所に提出します。

（郵送で申請の申請もできます。）

※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成し、根拠となる書類をあわせて提出します。確認書類の準備が難しい場合は申請書のみを提出でも受け付けてもらえます。（ただし、申請書のみ提出の場合、窓口の職員から聞き取りでの確認があります。）

※国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。

- 指定期限までの申請が必要**です。

※「指定期限」は毎月の保険料納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されます。

※令和3年2月1日までに納付期限が到来する保険料等（令和2年12月分までの社会保険料等）について猶予を希望する場合は、初回の申請時に併せて申し出を行うことにより、猶予が可能となります。

出典：日本年金機構HP

～当事務所より一言～

◎社会保険料について

7月に提出した算定基礎届により、**9月分保険料**（10月末引落とし分）から**新しい標準報酬月額**に基づき、保険料を計算していただきますよう、よろしくお願いたします。

個人に対して国等から助成金が支給された場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症等の影響により、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがあります。

こうした助成金は個別の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。

1. 非課税となるもの

次のような助成金（商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。）は非課税となります。

① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税とされるもの

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策休業支援金 ・ 同給付金
- ・ 特別定額給付金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金
- ・ 雇用保険の失業等給付 ・ 生活保護の保護金品
- ・ 児童（扶養）手当 ・ 被災者生活再建支援金

② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税とされるもの

- ・ 学資として支給される金品（学生支援緊急給付金）
- ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金など）

2. 課税となるもの

上記以外の非課税所得とならない助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象となります。

① 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

- ・ 持続化給付金（事業所得者向け） ・ 家賃支援給付金
- ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 雇用調整助成金 など

② 一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金（50万円の特別控除があるため、一時所得の合計額が50万円を超えない限り、課税対象となりません）

- ・ 持続化給付金（給与所得者向け）
- ・ すまい給付金 ・ 地域振興券

③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

- ・ 持続化給付金（雑所得者向け） など

3. その他

一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告は不要とされています。

なお、上記以外の助成金等の課税関係については、支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認をお願いします。

出典：国税庁